

令和8年度事業計画書

公益財団法人日本無線協会

令和 8 年度事業計画書

第 1 方針

1 概括

無線従事者資格の指定試験機関としての国家試験事務並びに指定講習機関としての主任無線従事者講習の他、国の認定を受けて無線従事者養成のための養成課程及び認定講習課程並びに船舶局無線従事者証明のための認定新規訓練の各業務を、電波法等関係法令及び関係規程の定めるところにより厳正かつ適切に実施する。

令和 8 年度の事業計画の策定にあたって、当該年度の国家試験申請者及び養成講習受講者の見込数の算出については、令和 7 年度の実績数（4 月から 11 月までの 8 か月間）と令和 6 年 12 月から令和 7 年 3 月までの 4 か月間の令和 6 年度実績数の合算数とし、養成課程については令和 8 年度に想定される諸事情を考慮して行う。また、収支予算書について、収入については実績数を基本に、支出については令和 7 年度予算額との比較を基本に策定する。

2 国家試験事業

試験申請者数は平成 24 年度から減少傾向にあり、令和 8 年度についても同様に推移するものと見込まれる。資格別では、第一級・第二級総合無線通信士、第一級・第三級海上無線通信士、第二級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び第二級アマチュア無線技士については、ここ数年の傾向から増加が見込まれるものの、その他の資格については、現状で推移、あるいは若干の減少が見込まれる。

また、国家試験の受験機会の拡大その他受験者利便の向上等のため、令和 5 年度までに第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第三級及び第四級アマチュア無線技士並びに第二級及び第三級海上特殊無線技士の 6 資格については、対面方式から CBT (Computer Based Testing) 方式による試験執行に移行したが、令和 8 年度以降についても継続して CBT で実施する。

3 養成講習事業

主任無線従事者講習については、令和 7 年度から、対面方式での講習を廃止し、全国規模での e-ラーニング方式による講習に移行したが、令和 8 年度以降についても継続して実施する。受講者数は若干の減少が見込まれる。

養成課程については、第一級から第三級陸上特殊無線技士の養成課程設置の競合状態の影響等から、令和 7 年度に比べ受講者数の減少が見込まれる。

認定講習、認定新規訓練及び無線従事者フォローアップ研修については、令和 7 年度の事業の内容を概ね踏襲して実施する。

4 その他

事業の運営にあたっては、公益財団法人として、定款に従い事業を行うとともに、関係法令・規程等を遵守し、それらに沿うよう職員に対する訓練・指導も徹底することにより、事業の確実かつ円滑な執行を確保する。更に各事業の状況に応じた事務処理体制の効率化により経費の見直し等を実施する等により、経営の安定化に努めていくとともに、個人情

報の保護及びセキュリティの確保に万全を期すこととする。

第2 事業計画

1 国家試験事業

(1) 試験申請者見込数

試験申請者の見込み数については、令和7年度の実績数（4月から11月までの8か月間と令和6年12月から令和7年3月までの4か月間の令和6年度実績数の合算数）とする。

| 資格 | | 8年度 | 7年度 | 増減 | 増減比(%) |
|-------------|------|--------|--------|------|--------|
| 総合 無線通信士 | 一級 | 220 | 210 | 10 | 4.8 |
| | 二級 | 90 | 80 | 10 | 12.5 |
| | 三級 | 150 | 170 | ▲20 | ▲11.8 |
| | 小計 | 460 | 460 | 0 | 0 |
| 海上 無線通信士 | 一級 | 50 | 40 | 10 | 25.0 |
| | 二級 | 30 | 30 | 0 | 0 |
| | 三級 | 1,130 | 1,120 | 10 | 0.9 |
| | 四級 | 380 | 400 | ▲20 | ▲5.0 |
| | 小計 | 1,590 | 1,590 | 0 | 0 |
| 航空無線通信士 | | 3,260 | 3,330 | ▲70 | ▲2.1 |
| 陸上 無線技術士 | 一級 | 6,790 | 6,860 | ▲70 | ▲1.0 |
| | 二級 | 950 | 970 | ▲20 | ▲2.1 |
| | 小計 | 7,740 | 7,830 | ▲90 | ▲1.1 |
| 特殊 無線技術士 | 一海特 | 400 | 400 | 0 | 0 |
| | 二海特* | 2,000 | 1,890 | 110 | 5.8 |
| | 三海特* | 240 | 250 | ▲10 | ▲4.0 |
| | レ海特 | 60 | 55 | 5 | 9.1 |
| | 航空特 | 1,360 | 1,210 | 150 | 12.4 |
| | 一陸特 | 6,230 | 6,850 | ▲620 | ▲9.1 |
| | 二陸特* | 5,490 | 5,880 | ▲390 | ▲6.6 |
| | 三陸特* | 2,220 | 2,420 | ▲200 | ▲8.3 |
| | 国内電 | 70 | 65 | 5 | 7.7 |
| | 小計 | 18,070 | 19,020 | ▲950 | ▲5.0 |

| 資格 | | 8年度 | 7年度 | 増減 | 増減比(%) |
|---------------|-----|--------|--------|--------|--------|
| アマチュア 無線技士 | 一級 | 1,450 | 1,490 | ▲40 | ▲2.7 |
| | 二級 | 720 | 660 | 60 | 9.1 |
| | 三級* | 2,040 | 2,240 | ▲200 | ▲8.9 |
| | 四級* | 1,580 | 1,780 | ▲200 | ▲11.2 |
| | 小計 | 5,790 | 6,170 | ▲380 | ▲6.2 |
| 合計 | | 36,910 | 38,400 | ▲1,490 | ▲3.9 |

*原則、CBT方式による試験執行数(二陸特及び三陸特並びに二海特及び三海特には対面方式による臨時試験執行数も含む。)

(2) 実施時期及び実施地

(1) を踏まえ、次のように実施する。

ア 第一級～第三級総合無線通信士及び第一級～第三級海上無線通信士

事務所所在地(11都市)において、9月期及び3月期に実施(長野市、金沢市及び松山市では第三級海上無線通信士のみ実施)する。

イ 第四級海上無線通信士及び航空無線通信士

事務所所在地(11都市)において、8月期及び2月期に実施する。(他の都市での試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定)

ウ 第一級及び第二級陸上無線技術士

事務所所在地(11都市)において、7月期及び1月期に実施する他、三豊市、舞鶴市(第二級陸上無線技術士のみ実施)及び福岡市(7月期のみ実施)に試験場を設置して実施する。(他の都市での試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定)

エ 特殊無線技士

事務所所在地(11都市)において、6月期、10月期及び2月期に実施する。(他の都市での試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定)

臨時試験については、学校等からの要望に応じて可能な限り実施する。

また、第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第二級及び第三級海上特殊無線技士については、受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模(約300カ所)でのCBT方式による試験を通年で実施する。

オ 第一級及び第二級アマチュア無線技士

事務所所在地(11都市)において、5月期及び11月期の土・日曜日に実施する。

カ 第三級及び第四級アマチュア無線技士

受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模(約300カ所)でのCBT方式による試験を通年で実施する。

2 講習事業

(1) 主任無線従事者講習事業

東京（本部）において、令和7年度から対面方式の講習を廃止し、全国規模での非対面式（eラーニング）による講習*を通年で実施したが、令和8年度も継続して実施する。

受講者数は、令和7年度と比べ若干の減少が見込まれる。

* 受講者は、申込後、指定された URL にアクセスして、6時間の講習コンテンツ(確認テスト含む。)を視聴する。

全て終了すると修了証をダウンロードすることが可能となる。

(2) 養成課程事業

受講者の見込み数については、令和7年度の実績数（4月から11月までの8か月間と令和6年12月から令和7年3月までの4か月間の令和6年度実績数の合算数）とし、令和8年度に想定される諸事情を考慮して行う。

本協会が自ら公募を実施する公募養成課程については、受講希望者の利便性に資するよう講習場所の選定等を行い、公益事業としての役割に留意しつつ実施する。

外部の企業や団体から依頼を受けて行う受託養成課程については、講習日程等の調整を適切に実施する等、可能な限り依頼企業等の要望に応える。

本協会の養成課程全体の受講者数の7割弱を占める第一級から第三級陸上特殊無線技士における他社との競合状態は一層激しさを増すことが想定されることから、全体の受講者数は引き続き減少が見込まれる。

また、外国人船員を対象とする第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の養成課程については、これまでの委託元が自ら実施することとなったため大幅な減少が見込まれる。

養成課程受講見込数

| 資格 | 8年度 | | 7年度 | | 増減 | | 増減比(%) | | |
|--------|-----|------|-------|------|-------|------|--------|-------|-------|
| | 件数 | 受講者数 | 件数 | 受講者数 | 件数 | 受講者数 | 件数 | 受講者数 | |
| 三海通 | 8 | 280 | 12 | 504 | ▲4 | ▲224 | ▲33.3 | ▲44.4 | |
| 四海通 | 2 | 28 | 2 | 26 | 0 | 2 | 0 | 7.7 | |
| 航空通 | 11 | 84 | 14 | 131 | ▲3 | ▲47 | ▲21.4 | ▲35.9 | |
| 特殊無線技士 | 一海特 | 18 | 396 | 23 | 822 | ▲5 | ▲426 | ▲21.7 | ▲51.8 |
| | 二海特 | 77 | 1,309 | 77 | 1,922 | 0 | ▲613 | 0 | ▲31.9 |
| | 三海特 | 14 | 154 | 16 | 151 | ▲2 | 3 | ▲12.5 | 2.0 |
| | 航空特 | 22 | 528 | 22 | 538 | 0 | ▲10 | 0 | ▲1.9 |
| | 一陸特 | 20 | 400 | 21 | 491 | ▲1 | ▲91 | ▲4.8 | ▲18.5 |
| | 二陸特 | 80 | 2,480 | 84 | 2,830 | ▲4 | ▲350 | ▲4.8 | ▲12.4 |

| 資格 | 8年度 | | 7年度 | | 増減 | | 増減比(%) | |
|-----|-----|--------|-----|--------|----|--------|--------|-------|
| | 件数 | 受講者数 | 件数 | 受講者数 | 件数 | 受講者数 | 件数 | 受講者数 |
| 三陸特 | 406 | 11,368 | 388 | 12,200 | 18 | ▲832 | 4.6 | ▲6.8 |
| 小計 | 637 | 16,635 | 631 | 18,954 | 6 | ▲2,319 | 1.0 | ▲12.2 |
| 合計 | 658 | 17,027 | 659 | 19,615 | ▲1 | ▲2,588 | 0.2 | ▲13.2 |

(3) 認定講習課程事業

第三級海上無線通信士課程（第一級海上特殊無線技士又は第二級総合無線通信士の有資格者であって3年以上の経歴等を有する者が対象）を3回、東京（本部）で実施する。

(4) 認定新規訓練事業

日本人船員等を対象とした認定新規訓練は、令和7年度に4回開催したが、毎回定員を超える応募があったため、令和8年度は、年5回（5月期、8月期、10月期、12月期及び2月期）、東京（本部）で実施する。

なお、外国人船員を対象とする認定新規訓練については、これまでの委託元が自ら実施することとなった。

(5) 無線従事者フォローアップ研修事業

令和8年度についても、前年度の事業内容を踏襲し、主に電気通信事業や放送事業等に携わる有資格者を対象として、無線通信技術や制度等に関する最新情報や知識とともに、関連する有線ネットワークやセキュリティ等に関する知識も含めた研修を実施する。

3 周知広報

受験者・受講者等に情報が迅速に提供できるよう、受験・受講についてのポスターやリーフレット等を関係団体、学校等に配布し十分な周知を図るとともに、協会ホームページの活用をさらに増やし、周知の充実を図る。

4 事業運営の改善等

(1) 国家試験事業における改善

国家試験の申請者数は、長期的に減少傾向にあり、令和2年4月に試験手数料の改定を行ったものの、その後もコロナ禍の影響による受験者数の減少などにより事業収入は減少傾向にあることから、改善すべき課題や経費の削減などを幅広く検討の上、次の改善に取り組む。

・「アマチュア無線100周年記念」国家試験の実施

アマチュア無線は、令和9年度にアマチュア無線100周年となる節目を迎え、次の100年に向け、令和8年度から種々の記念事業が計画されている。

これまでも第三級・第四級アマチュア無線技士の国家試験を CBT 方式による国家試験の導入により、全国 300 か所以上の試験会場で日常的に実施し利便性を高め、より資格取得し易いよう努めてきたが、これに加え、令和 8 年度においては、「アマチュア無線 100 周年」を記念して、第一級・第二級アマチュア無線技士の国家試験(臨時試験)を次のとおり実施する。

試験日 令和 8 年 8 月 1 日(土)(第二級)

令和 8 年 8 月 2 日(日)(第一級)

試験地 東京、名古屋、大阪

・試験手数料の改定

国家試験の手数料については、電波法関係手数料令において定められているが、令和 2 年度に見直しされて以来、変更されていないものの近年の経済情勢の変動等により、国家試験の実施に要する費用が増加してきていることを踏まえて、総務省に対し手数料見直し要請をするなど早期の手数料改定の実現に努める。

・無線従事者資格制度の見直し

現在、総務省において、無線従事者制度の見直しについて検討されており、制度の関係機関としてこの検討に協力していく。

(2) 養成課程事業における改善

養成課程の受講者数は、民間との激しい競合状態などから長期的に減少傾向にあり、近年は下げ幅に減少傾向がみられるものの、より一層の経費の削減を図ることとし、次の改善に取り組む。

・公募養成課程実施に関する効率化

公募養成課程についても、国家試験と同様、受講者数について年々減少傾向にあることから、年間実施回数を減らして効率化を図ることとし、令和 7 年度の実績を踏まえ、少人数での講習となっている資格については、講習に適正な人数(1 クラス概ね 60 人程度)での実施となるよう適正化を図り、経費を削減する。

実施回数については、7 年度に見直したところであるが、その後大きな変動要因もないことから 8 年度も 7 年度とほぼ同回数とする。

(3) 国家試験事業及び養成課程事業に共通する営業活動の強化及び効率化

ア 国家試験事業及び養成課程事業に共通する営業活動の強化

第二級海上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士等に係る臨時試験や養成課程における潜在的ニーズの掘り起こしを行うため、前年度に引き続き職員が直接、工業・水産系の高校や漁業協同組合等を訪問し、無線従事者資格の取得について説明などを行う。

イ 情報システムによる業務の効率化

令和7年度までに、国家試験や公募養成課程等について、CBT方式の試験の導入やオンラインでの申込手続きの導入を行ったほか、データサーバやパソコンのリース契約の更新を機会に、受験者・受講者情報のほか協会内で保有する各種事務データやそれらを処理するシステム等のクラウド化を行って、事務の効率化とコストの圧縮を図ったところであるが、令和8年度については、これらシステム等について、必要なセキュリティ水準を確保しつつ運用するとともに、今後、総務省において検討される無線従事者制度の見直し等により改修が必要となる場合に適宜対応する。

ウ 人件費の抑制

国家試験及び養成課程の申込手続きのオンライン化や業務の効率化等を踏まえ、職員数の見直しに加え、嘱託職員の活用を行うとともに、財務状況に応じた賞与の支給などにより役職員の人件費の適正化を図る。

5 個人情報の保護等

ア 情報システムのセキュリティ対策

現在、試験事業や講習事業の情報を処理する中核の情報システムについては、外部インターネット網との間にファイアウォールを設置しているほか、これらに接続する申込受付等の外部システムについて、接続条件を最小限としつつ、同システムにセキュリティ対策ソフトやゲートウェイ装置を設置することで、外部からの攻撃や不注意による個人情報の流出を防止しているところであり、引き続き同様に同システムの安定運用を図るほか、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及びその下位ルールに従い、注意を払っていくこととする。

イ 職員のセキュリティ向上

個人情報の保護及びセキュリティの確保については、これまでも常勤職員の他、本部の非常勤講師を含め非常勤職員も対象とした研修会を開催しているが、引き続き、研修会等を通じて個人情報の保護等に対する意識の徹底を図る。

6 情報公開

定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表等の書類並びに国家試験の合格基準、国家試験手数料及び講習料等の情報については、引き続きホームページにおいて公開する。